

笠岡市開発行為に関する工事検査要領

平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、他の法令に定めるもののほか、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)の規定に基づき、開発行為に関する工事(以下「工事」という。)に関し、法第 36 条の規定による工事完了の検査及び法第 82 条の規定による立入検査(以下「検査」という。)の実施について必要な事項を定め工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(検査員)

第 2 条 検査を実施するための検査員を置く。検査員は、市長が命じた職員とする。

(検査の種類)

第 3 条 検査は、完了検査とし、法第 36 条第 1 項に規定する工事完了の届出があった場合において行う検査をいう。

(検査の方法)

第 4 条 施工の状況及び内容の検査については、設計図書と照合して行うほか、完了検査実施方法及び「別表 1」に基づき、その適否を検査するものとする。

1 完了検査実施方法

- (1) 完了検査は、開発許可申請に際し作成された設計図書に基づいて、的確に施工されているか否かを確認することを目的とする。
- (2) 完了検査の実施にあたっては、施行区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に適宜測定する。測定の結果、設計図書と相違する箇所が明らかになった場合は、手直しを命ずる。ただし、敷地の機能及び維持上支障をきたすおそれがないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。手直しや指示事項を受けた箇所については、速やかに対応し、手直し状況写真を提出すること。基礎工事等の工事で、検査時において目視できない箇所の施工部分については、工事中の写真の整備に従い、写真の整備をすること。

2 重点調査事項

- (1) 施工管理
許可条件が適切に遵守されているか否かを確認する。
- (2) 現場管理
土砂及び地区内水の排除と周辺との関係、防災措置の確認、進入路、材料運搬通路の
保全措置の確認、材料の保管状況の確認
- (3) 品質管理
養生、材料、土質試験等管理状況の確認

3 その他

検査は、土地利用計画平面図及び縦横断図等設計図書に基づいて確認する。なお、こ

の検査要領に含まれないものについては、「岡山県工事検査の手引き」に準拠して行う。

(違反に対する措置)

第5条 法第81条に規定する違反の事実がある場合は、同条の規定により必要な措置をとるものとし、その措置が完了した後、改めて検査を行うものとする。

(検査の復命)

第6条 検査員は検査を終了したときは、速やかにその結果を「開発行為(公共施設)に関する検査報告書」により通知するものとする。また、公共施設の完了検査については、帰属先の管理者の検査を受け、検査済証(別記様式第七)により証明してもらい、提出すること。

(工事中写真の整備)

第7条 法第29条第1項及び第2項の規定に基づく開発行為に係る工事写真撮影に関する事項を以下に定める。

1 工事写真の種類及び写真管理

(1) 工事写真の種類

工事着手前写真

完成写真

施工状況写真

安全管理写真

検収写真

品質管理写真

出来形確認写真

災害写真

その他(公害, 環境, 補償等)

(2) 写真管理計画の作成

施工者は、施工計画が定まった段階で、工事写真管理者を定め、次項に定める撮影基準をもとに、写真の種類及び工種ごとの撮影項目、撮影時期等を定めた写真管理計画を作成し、撮影漏れがないように留意すること。特に工事完了後に目視できない箇所(不可視部分)については、撮影時期を逸しないように注意すること。

また、撮影を実施するうえで、写真の各種類における留意すべき点は下記のとおりである。

なお、撮影対象物の細部まで明瞭にプリントできるデジタルカメラであれば使用も可とする。

工事着手前写真

ア) 工事着手前に開発区域全体の状況がわかるように撮影すること。

イ) 一枚に収まらない場合は、継ぎ写真とすること。

ウ) 立木等のある場合は、伐開前と伐開後に分けて撮影すること。

完成写真

工事着手前写真と対比できるように同一位置から撮影すること。

(工事着手前写真を撮影した際に、杭等の目印になるものを設置すると良い。)

施工状況写真

ア) 各施工段階における施工機械等の稼働状況，人力による施工状況，工事材料の使用状況，規定された工法に対する施工状況，部分的な段階完了状況写真を撮影するものであり，その撮影目的を十分に理解し，目的に対応する撮影を行うこと。

イ) 測点，周囲の地形地物を背景に入れて撮影目的物の位置を明瞭にするよう工夫すること。

安全管理写真

標識等の設置状況及び交通指導員等の配置状況写真は，万が一，事故が発生した場合，原因調査資料及び安全管理状況の証拠資料となるので，設置又は設置状況が変わればその都度撮影を行うこと。

検収写真

ア) 使用後に数量，形状，寸法が確認できないものについては，現場搬入時にかならず検収写真を撮影すること。対象材料として，2次製品，地下埋設管渠，モルタル吹付用の埋設，鋼材，玉石，捨石，ブロック等がある。

イ) 製品に規格及びJISマーク等の表示を有するものは，それが判別できるように撮影すること。

品質管理写真

品質管理の試験又は測定を十分に理解し，目的に対応する写真撮影を行うこと。

出来形確認写真

ア) 工事検査において特に重要となる不可視部分の出来形寸法を確認(証明)するための写真撮影であるので，被写体の位置，測点及び目盛等を明確にし，検査時において設計図等と容易に照合できるよう撮影すること。

イ) 各出来形の撮影にあたっては，床堀の深さ，幅，基礎工の厚さ，幅，胴込，裏込，配筋及び型枠取外し後の出来上がり寸法等が明確に判定できるよう箱尺，ポール等をあてて撮影すること。

ウ) 工事名，工種，撮影年月日，位置(測点)，設計略図及び寸法等を記入した小黒板において撮影すること。小黒板に記入する際は，設計図等との照合を行うこと。

エ) 検尺などで出来形寸法を撮影する際は，出来る限り斜め上や下から撮影せず，真正面から撮影すること。

オ) 薄暗い箇所の撮影は，十分な明るさのフラッシュ等を使用すること。

災害写真

工事中に災害を受けた場合は，その状況を示す写真を撮影しておくこと。

その他

工事中の振動による周辺建築物のひび割れ，造成による井戸水の枯渇等，工事施工に起因すると思われる補償問題が発生する場合がある。こうした問題があらかじめ予想される場合には，施工者の責任において，想定区域より相当広範囲の事物を対象に施工前の状況を撮影し，事後の問題解決に役立てること。

2 撮影基準

工事写真の撮影基準については，「岡山県土木工事共通仕様書」の「土木工事施工管理基準」に定められている「写真管理基準」を準用するものとする。

3 提出用工事写真の整理

- (1) 着工から完成までの各工種及び工程順に整理すること。
- (2) 各工種について，施工の進捗に応じ，代表的な各出来形確認写真を必ず添付すること。
同種類の場合は削除してよいが，検査において確認が必要な場合もあるので，対応できるようにしておくこと。
- (3) 説明を要するものには，簡単な説明を付けること。
- (4) 設計図書と相違がある場合は，その理由を付記すること。なお，変更内容が許可の対象となる場合もあるので，必ず施工前に協議すること。
- (5) 台紙の大きさは，A 4 判とする。
- (6) 表紙には，工事名，工事箇所，工事着手年月日及び工事完了年月日，施工者名を記入すること。
- (7) 写真帳には，インデックスを付して整理項目を明示すること。
- (8) 提出部数は，各 1 部とする。
- (9) 公共施設工事の検査及び工事完了検査時において，手直し等の指示があったときはその処理状況の写真を別途提出すること。

別表1（検査，工種，項目，内容）

工種	項目	検査内容
開発区域の位置等	位置・区域 区画・面積	<p>開発許可に係る位置・区域が申請書のとおりであるかを確認する。</p> <p>土地利用計画図どおりに公共施設及びその他の区画の配置形成が適正であるか、また、それぞれ面積は確保されているかを確認する。</p> <p>境界杭等の設置が適切であるか確認する。</p> <p>既存道路との接続部分が計画どおりとなっているか確認する。</p>
切土工 盛土工		<p>造成計画図のとおり相違がなく、計画高さが一致しているか確認する。</p> <p>宅地又は公共施設（公園等）において、地盤に極端な落ち込み等がないかを確認する。</p> <p>段切りの施工状況を写真により確認する。</p> <p>締固め状況を写真と目視により確認する。</p> <p>勾配・法面保護等の処理が適切に行われているか確認する。</p>
道路工	道路構造	<p>申請どおりの道路形状（延長，幅員，線形，縦横断勾配，隅切り等）が図面どおりに施工されているか確認する。</p> <p>附属施設について、各種関係機関の指示どおりに設置されているか確認する。</p> <p>U字溝の蓋・グレーチングの敷設状況に問題ないか確認する。</p> <p>既存道路の切り下げ及び復旧は適切に施工されているか確認する。</p>
	舗装	<p>道路延長500m以内は2ヶ所以上，500mを超えるときは，+300mごとに1ヶ所以上のコアを採取し，舗装厚を測定する。</p> <p>縦横断勾配，骨材，結合材の品質形状，粒度，不陸，亀裂等の有無について確認する。</p>
側溝工		<p>排水計画図と現地に相違ないかを確認する。</p> <p>水路底高を実測により確認し，構造・接続については目視により確認する。</p> <p>規格寸法の測定，破損の有無，目地仕上げ，街渠柵の配置</p>

		及び取付状態，舗装面とのすりつけ等を確認する。 不良地盤による沈下，目地部や舗装との隙間等が発生していないか確認する。
管渠工	管渠	材料，規格寸法を確認する。 管底高及び土被りの状況を確認する。 勾配，通り及び管内清掃状況を確認する。 埋戻し，突固めの状態を確認する。
	マンホールマス	材料，規格寸法を確認する。 仕上げ高及び深さを確認する。 形状，位置，個数を確認する。 内部仕上がり状況を確認する。 埋め戻し及び周辺地盤とのなじみ具合を確認する。
擁壁工	石積み C B 積み コンクリート擁壁	不可視部分（基礎杭，基礎砕石，裏込砕石，透水シート）について適切に施工できているか施工写真により確認する。 使用材料の材質，規格，寸法を確認する。擁壁が二次製品である場合は，認定品かを確認する。 天端幅，延長，基礎高，地上高，勾配，積み方等を確認する。 裏込めコンクリート及び裏込め栗石（砕石）の充填状況を確認する。 伸縮目地，水抜き穴の配置及び詰まりの有無を確認する。 掘削検査を行う際は，構造物の厚さ，裏込め栗石の厚さを測定し，裏込めコンクリートの打設状態，水抜きパイプの設置状況を確認する。 土圧によるはらみ，不良地盤による沈下，亀裂，傾き，クラック等が発生していないか確認する。 配筋の状況が管理写真では，不明である場合，最小限必要な面積分，擁壁表面をはつり確認する。 根入れ，法長及び法勾配を確認する。 シュミットハンマーにより強度検査を行う。
	階段	踏面，蹴込，幅員，排水状況，手すりの寸法及び安全性，塗装仕上げの状況を確認する。
法面		勾配，犬走り及びはらみ等を確認する。 法面の種子吹付けの活着及び発芽状況，張芝の活着状況を確認する。

		湧水による浸食，崩れ，雨水による洗掘状況を確認する。
橋 梁		基準高，幅員，桁間隔，桁断面，横断勾配，高欄，地覆等を確認する。 コンクリートの品質は，品質管理試験資料又はシュミットハンマーによって確認する。 伸縮継手，支承部の取付状況を確認する。 排水管，その他付属部の取付状況を確認する。
公共施設	共 通	都市計画法第32条協議により，市に帰属する下記の施設については，関係部署の完了検査を受けること。
	公園・緑地	平坦性を目視により確認する。 遊具等の設置状況，不具合等について確認する。
	下 水 道	下水道施設において，都市計画法第32条協議時の同意条件に基づき竣工し，完工検査に合格したものが分かる書類により確認する。 調整池等の防災施設及び外周施設については，特に十分な確認を行う。
	消防水利施設等	実測・施工写真等による確認を行う。
そ の 他		掘削，抜き取りによる検査の結果，適正でない場合は，確認寸法を撮影し，保管する。 施工法の適否を確認する。 工程管理の状況を確認する。 現場の整理及び安全管理を確認する。 提出書類の整備状況を確認する。 通行者，周辺住民等に対する安全確保の処置を確認する。 その他開発事業者，施工業者の義務履行を確認する。

(第6条関係)

開発行為（公共施設）に関する検査報告書

		登録番号	笠 第 - 号	
検査事項		検査方法	判定	指摘事項等
地表水のがけ面流下				
切土斜面及び盛土面の安全性				
盛土力所の沈下，ゆるみ，崩壊等				
擁壁構造	組積構造			
	コンクリート構造			
	コンクリート柵工			
排水施設の構造及び接続				
開発道路の構造及び幅員				
消防水利				
公園・緑地等				
官有第三種				
その他				
検査日	平成 年 月 日			
検査者名				